

介護の現場で頑張るみなさんを 応援します！

子育て応援助成事業

- ① お子さんを学童保育に預けて、市内の介護サービス事業所等に勤務する方
- ② 学童保育料
- ③ 学童保育料基本料金の2分の1
(月額上限6千円)

家賃助成事業

- ① 市外から市内に移住して、新たに市内の介護サービス事業所等に就労する方
- ② 借家の家賃
- ③ 家賃の額から勤務先の住居手当を除いた額の2分の1
(月額上限2万円・助成期間2年)

介護職員初任者研修受講助成事業

- ① 研修受講後、初めて市内介護サービス事業所等に就労する方
- ② 介護職員初任者研修受講料(テキスト代含む)
- ③ 受講料の3分の2
(上限4万3千円)

奨学金返還助成事業

- ① 高校・大学・専門学校在学中に受けた奨学金を、介護サービス事業所等への就労後に返済する方
- ② 対象期間内に返済する奨学金
- ③ 毎月の返済額の2分の1
(年間上限6万円・助成期間2年)

～ 雇用する側の法人も応援します！ ～

介護支援専門員定着支援助成事業

- ① 介護支援専門員を雇用する市内介護サービス事業所を経営する法人
- ② A 介護支援専門員実務研修受講料
B 介護支援専門員現任研修、更新研修I・II、再研修、主任研修受講料
(A、Bともにテキスト代含む)
- ③ A 受講料の10分の10
B 受講料の2分の1

外国人介護職員就労助成事業

- ① 新たに介護人材として外国人を雇用する介護サービス等事業者
- ② 3か月以上外国人を雇用した場合の雇用にかかる研修受講費、翻訳機の購入費等
- ③ 雇用した外国人一人につき10万円

①助成対象者 ②助成対象経費 ③助成限度額

※助成対象経費は正規雇用職員として勤務した期間に負担した経費とします。

○助成金交付要件

- ① 対象期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日とする。
(令和3年度前期分を申請済みの方は、令和3年10月1日～令和4年3月31日)
- ② 市内に住所を有していること。
- ③ 3月31日現在において、市内の介護サービス事業所等に正規雇用職員として3か月以上勤務する介護職員等であること。

介護職員等とは

介護サービス事業所等に勤務し、利用者に直接介護を行う従事者（訪問介護員を含む）、
介護支援専門員、障害者相談支援専門員

正規雇用職員とは

事業所において従事者が勤務すべき時間数（週32時間未満を除く。）を勤務する職員。

介護サービス事業所等とは

・介護保険法関係

居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

・老人福祉法関係

養護老人ホーム、ケアハウス等

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

居宅介護事業所、短期入所事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、施設入所支援事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、相談支援事業所、移動支援事業所、日中一時支援事業所、訪問入浴支援事業所、地域活動支援センター事業所

○申請方法

介護人材確保対策事業助成金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添えて、高島市役所健康福祉部高齢者支援局長寿介護課へ提出

○申請受付期間

令和4年3月31日（木）～4月8日（金）

○添付書類

雇用証明書、支払額が証明できる書類、研修受講修了証（初任者研修助成事業・介護支援専門員定着支援助成事業）、その他必要とする書類

○問い合わせ先

高島市役所 健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課 担当：森田・高橋
電話：25-8029